

議案第 9 号

秦荘町・愛知川町合併研究会幹事会規程（案）について

上記の議案を提出する。

平成15年2月10日

秦荘町・愛知川町合併研究会会長 平 元 真

秦荘町・愛知川町合併研究会幹事会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町愛知川町合併研究会規約第8条第3項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併研究会幹事会（以下「幹事会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 幹事会は、秦荘町・愛知川町合併研究会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 秦荘町・愛知川町合併研究会（以下「研究会」という。）への提案事項に関すること。
- （2） 研究会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- （3） その他研究会の運営全般に関し必要な事項

（幹事）

第3条 幹事会は、幹事10名をもって組織する。

2 幹事は、秦荘町総務課長及び愛知川町総務課長ならびに秦荘町・愛知川町合併研究会専門部会規程第4条第2項の規定により定める研究会の専門部会の部会長及び副部会長をもって充てる。

（組織）

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、秦荘町総務課長をもって充てる。
- 3 副幹事長は、愛知川町総務課長をもって充てる。

（会議）

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

（会議の運営）

第6条 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（関係職員等の出席）

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 幹事会の庶務は、研究会の事務局において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。